

平成29年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成29年3月27日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町地域包括支援センターの設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第9号議案 字の区域の変更について
第10号議案 町道路線の認定及び廃止について
第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算
第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算
第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算
第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算
第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長兼 こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長兼 産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者兼 出納室長	林敏幸君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
た。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成29年3月13日開催の予算特別委員会、3月17日開催の福祉産業建設委員会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者21名であります。
議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、10番 大嶽 弘君、
11番 池田久男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第2号議案から第10号議案までの9件と第17号議案
から第25号議案までの9件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成29年3月27日

議長 浅井武光様

委員長 志賀恒男

平成29年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次
のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第2号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。児童福祉
法等の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介
護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律
の施行、介護休暇の分割並びに介護時間の新設に伴い、必要があるから。全員一致をも
って原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。地方公務員の育
児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の
福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行及び非常勤職員の育児休業に係る要件の
緩和に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 幸田町税条例等の一部改正について。地方税法等の一部を改正する等の法律
等、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び
地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があ
るから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 字の区域の変更について。幸田岩堀土地区画整理事業の施行に伴い、字の区

域を変更する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。

5番、杉浦君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成29年3月27日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成29年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第5号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。指定管理者制度を導入することに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について。相見駅周辺地区計画の地区整備計画における建築物等の用途の制限の変更に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、水野君。

〔15番 水野千代子君 登壇〕

○15番（水野千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成29年3月27日

議長 浅井武光様

委員長 水野千代子

平成29年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第17号 平成29年度幸田町一般会計予算。総予算額153億8,000万円、第2条地方債、第3条一時借入金、最高額10億円、第4条歳出予算の流用、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額3,807万6,000円、土地取得費、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額38億4,472万円、国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額4億61万5,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額19億4,359万8,000円、介護保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成29年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計予算。総予算額3億3,436万5,000円、幸田駅前土地地区画整理事業運営費、第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億4,855万7,000円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億5,358万1,000円、下水道事業運営費、第2条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成29年度幸田町水道事業会計予算、第1条、総則、第2条、業務の予定量。(1)給水戸数1万5,319戸、(2)年間総給水量478万2,000立米、(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,101立米、(4)主な建設改良事業、排水施設建設費3,857万1,000円、排水施設整備改良費3億1,362万8,000円、第3条、収益的収入及び支出、収入8億1,394万3,000円、支出7億3,229万5,000円、第4条、資本的収入及び支出、収入1億5,045万7,000円、支出3億7,163万7,000円、第5条、一時借入金限度額1億円、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,726万4,000円、第8条、他会計からの補助金1,000円、第9条、棚卸資産購入限度額、982万2,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

[15番 水野千代子君 降壇]

- 議長（浅井武光君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
初めに、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（浅井武光君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。
8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 福祉産業建設委員会に提案されております議案番号第10号 町道路線の廃止認定についての内容であります。これにつきまして議案書を見ますと、この議案の提出日が平成28年3月2日と、約1年前ですね、そういうふうになっておりますが、このことについては特にこの委員会ではどういうふうな話題があったのかについてお願いをします。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） その件に関しましては、別段意見は出ませんでした。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） この平成28年3月2日というのは1年前ですよ。1年前の3月議会です。この1年前の3月議会には、同じくこの町道の廃止認定の議案が提出をされておりますが、それとこの関係とのかかわりについては何か提案者らのほうから意見があったのか。または、これを修正する旨の報告があったのかについてお願いをします。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） その件でもないんですが関連項目で、今回の路線の場合は28年の11月に完全に完了したということで、それから管理移転が行われるものですからこの時期になったということでございます。
以上です。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 恐らく私が推察するには、この28年3月2日提出というのは、これは間違いだと。明らかな間違いで、29年3月2日が当然正しいだろうと私は思うのですが、これの語句の修正のないままにこの議案が通っていくところにちょっと不思議だなという感じを持っておりますので、その点についてはどのような見解がされたのかについてお願いをします。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） その件に関しましては、一切議論となりませんでした。
以上です。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） そうしますと、幸田町議会としては、平成28年3月2日に2つの町道に対する廃止の提案がされたというのが公式な記録として残ることになると思っ

おります。ですから、そここのところの語句の修正はとても大事な問題かと思っております。

続いて、実は、この件は私もこのことについては余り感じてなかったのですが、ある方から文書の一ついただきまして、これはどういうことだということで照会文があったものですから、このことについてちょっと照会をしながら、このことが議論されたかどうかについてもお願いをします。それは何かといいますと、町道路線の認定及び廃止についての依頼という形で、ある区長さん宛に文書が着きました。その発送は平成29年、ことしの3月14日付で区長さんが受け取ったという文書であります。右肩の型番には29幸土第755号、平成28年3月10日、これは10日です。というふうな形で、ことしの3月10日付で区長さん宛に依頼文が着いております。この28年3月10日というのは、恐らくこれは29年の誤りではないかなと私は思うのですが、同じ誤りを議会のほうにも出され、こちらにも出されることはめったにないだろうと思ってそれを不思議だなと私は感じているわけです。このことが話題になったかどうかということが一つの問題かなと。3月20日というのは、これはまだ今は新しい区長さんになっておりませんよね、去年の3月10日では。ですから、これは29年の間違いであろうというのが一つ、思い切り考えられます。その辺について話題になったかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その件もやはり話題にはなりませんでした。また、一度その年度間違いがもしあるようでしたら確認はします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その文書の中身についても確認をしていただいて、そのことが委員会で取り上げられたかどうかについてをちょっとお尋ねします。具体的にどういうことかを申し上げます。平成29年3月の議会において、町道路線の認定議案を上程するに際し、3月21日までに提出する必要があるからということで提出文の依頼がありました。平成29年3月の議会に町道路線の認定議案を上程するに際し、3月21日までにということであります。これはどういうことを意味するかといいますと、議案は平成28年、たとえ29年3月2日に提案されたとしても、でも、この区長宛の書類はこれから提案しますというふうな文言が書いてあります。そのことについて伺いました。

○議長（浅井武光君） 中根議員に申し上げます。これにつきましては、既に終わっておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 終わっているということですが、誤りは正していただきたいと思っております。失礼しました。どうぞ。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 福祉産業建設委員長にお尋ねをいたします。

議案番号が5号、町の障害者地域活動センターに関するものでありますが、説明にもございましたけれども、指定管理者制度に移行をしますよということですが、そもそも指定管理者制度とは何ぞや、あるいはその必要性、そういった内容について委員会で質

疑がありましたかどうか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その件に関しましては、いろいろと意見が出ました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） フライング発言はするけど、必要なことは物を申さん。いろいろあったというのは何だと、そういうことを聞いているわけだ。いろいろとは何なのかと、議論があったでしょと、その議論の内容は何ですかといったら、いろいろありましたと。こんなの禅問答だ。きちんと答弁せい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 今回指定管理者制度を導入する目的とか、それとか現在の運営状況がどのようなものであったかとか。あと広域、特に指定管理になりますと広域化されるということで、町内の人を利用できなくなるのではないかという懸念の話題。それとか、あとは指定管理を受けてもらえる業者はどれぐらいあるものかどうかということですね。あとは、町営では運営できないものかどうかというような意見でございます。それとか、例えば30年以降指定管理になった場合、どういうところが変わってくるかというようなこと。そのようなことでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の委員長報告の中にもございましたけれども、一つは、町外への指定管理事業者という形になるであろうと、そういうことが想定されると町民の利用に制限なり、あるいは利用ができるのかどうかという懸念がされるよと、こういう今説明がございました。その懸念に対して当局はどういうふうに答えたのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 今現在でも、まだ実利用でいきますと余裕があるということでございますので、たとえふえたにしてもまだいっぱいにはならないので、町内の方の利用は十分できるのではないかとということと、もう一点は、もし定員いっぱいになったらほかの事業者と相談支援事業を行い、ほかのサービスと組み合わせて定員をふやしていくことも可能であるという意見が出ておりました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本会議の議案質疑の中で当局が答弁した内容は、支援センターの運営費が年間3,500万円、ちょっとふやしてくれへんと。こんな3,500万円では十分な運営ができませんと。したがって、指定管理者に丸投げしますよと、こういう説明答弁でしたよね。そういう説明答弁を受けて、それではその委員会の中で3,500万円ぽっきりという町長の打ち切り、あるいは支援センターに対する支援とは幸田町の財布からは3,500万円しか出しませんよ、あっかんべえだよと。こういう内容に対して、じゃあ、町長はどうなのかと。それは施政方針の中で、未来の笑顔につながる環境づくりだ。笑顔につながるわけない、渋くなるわけですよ。そういう当局の3,500万円限度説と、これに対して指定管理だよという丸投げの関係については、町の運

営費と指定管理者、こうした問題について委員会の中でどういう議論がされたのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） そういう費用の件はいろいろ出ておりました。確かに、今後指定管理にならないとどういうふうになるかわからないということでございますけれども、27年度の実績で計算しますと、一応事業費としては4,080万、そのうち国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで運営されるものですから、それだけ国、県、町から補助金が入ることプラスあとは管理費ということになると思いますけれども、それで試算しますと、先ほど議員が言われましたように、27年度の試算でいきますとやはり3,500万円程度が管理費になるのではないかという話が出ておりました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 当局の説明と今の委員長の方の答弁を聞きますと、ちょっと乖離があるなというふうに受けとめるわけですね。町の言い分は、町の直営の運営と、直営の施設という形で、この中には国や県の補助金が入っておりませんと。町が全て3,500万円出していると。3,500万円では少ないよといっても3,500万円ぽっきりという町長のもとでは、十分な施策は展開できないから指定管理に移行して丸投げしますよと、こういう説明であったというふうに私は思うんです。そうしますと、今言われた内容からいきますとどうもうまく理解できないので、もう少し理解ができるような説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） ちょっと私の説明が悪かったかと思いますが、一応委員会での説明ですと、施設の管理費としては2,500万円、それにプラス先ほど言いました補助金として町が出す4分の1の補助金、これが大体1,000万ぐらいになるということで、トータルとして町全体として2,500万円足す1,500万円が3,500万円になるであろうということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） ここで、暫時休憩といたします。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 運営上の問題として、まだ質疑を私がやるかやらないかというところまで来てるんだよね。それはそれで閉めていただいて、次のステップをとという形にさせていただかないと、あれもある、これもあるといってフライング大好きですので、私もフライングしたいなど。まあ、そんなことは要らんことだけど。

○議長（浅井武光君） わかりました。

14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前10時35分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

以上で、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、町長からの発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 大変申しわけなく思っております。第10号議案 町道路線の認定及び廃止につきましては、私どもの提案期日が間違っておりました。大変申しわけございません。この関係につきましては取り下げをさせていただきます。申しわけございませんでした。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいま町長から、第10号議案 町道路線の認定及び廃止について取り下げの申し出がありましたので、以後、討論、採決は第10号議案を除いて進めていきますので、よろしく願いをいたします。

これより、上程議案17件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） ただいま議題となっております議案につきまして、反対の立場から討論をしてみたいです。

第4号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。この議案は、町税に関する条例改正が複数盛り込まれたものになってはいますが、最も町税に大きな影響がある法人町民税の一部国税化で、消費税の10%増税を前提条件としていることとあります。これについて討論をしてみたいです。

一部国税化は、消費税8%増税のときに2.6%の引き下げ、さらに10%増税で2年半後に3.7%引き下げ、最終的には平成31年10月1日から法人税割額の税率を6%にするとの内容であり、国が一方向的に召し上げ、町税収にまた財政運営に大きな影響を及ぼすものであります。国による法人町民税の一部国税化、交付税財源化は地方消費税の拡大により、増大する自治体間の格差是正を名目に地方税の一部を新たな国税として吸い上げ、交付税として再配分するというものであります。そして、地方財政を消費税頼みにし、国への依存を深めるものであります。幸田町議会としても、地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書を平成28年3月2日に提出をしております。このときは4億6,000万円の減収見込みと試算をしておりました。今回はアベノミクスによる破綻の影響も受け、企業の業績悪化の影響を見込み、平成31年度は1億200万円、平成32年度は1億8,000万円、平成33年度は2億4,800万

円の減収と試算をされました。いずれにしても12.3%が6%へと半減するため、企業への依存体質は自主財源確保につながらないことが明らかになってきました。町税収が落ち込んだまま一般財源収入額、自主財源の確保として、企業への応分の責任として8.4%へと制限税率への引き上げを求め、反対討論とします。

第5号議案、幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。指定管理者制度は公共施設の管理運営を民間に任せるものがあります。国における構造改革、規制緩和が進む中、官から民へという基本方針のもとで、平成15年、2003年に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理における指定管理者制度が創設されました。行政コストの削減のみに重点が置かれ、本来行うべきサービスや人員配置など安定して働き続けられる正規職員ともなっておらず、人件費も大幅に抑えられているのが現状であります。平成30年度からの導入に当たって、現在の施設、体制では限界があり、専門的な支援ができるように民間のノウハウで効果的な支援ができるようにする。また、国や県からの補助も受けることができ町費が削減できるというメリットを挙げられていますが、質疑の中で明らかになったのは、指定管理者制度を導入しても現在幸田町が行っているサービス内容と余り変わらないことであり、逆に広域入所で利用者の拡大が図られ、町内利用者枠が減るということであります。また、医療行為も含めて直営では運営できないということですが、これは社会福祉法人の誘致などで増加する利用者に対応し、よりよい対応、充実を求め、現在の障害者地域活動支援センターは直営で行うことを求め、今回の指定管理者制度の導入は時期尚早であるということに反対するものであります。

第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算。平成29年度一般会計予算は歳入歳出153億8,000万円で、町税収が減少したにもかかわらずふるさと納税を13億円も計上し、依拠した編成で過去2番目としております。ふるさと納税を否定するものではありませんが、これは安定財源とは言えず、総務省は寄附を集めようと加熱する返礼品に不適切な例があるとして改善に乗り出すと報道もされました。そして、返礼品を3割にという通知まで出すなど、ふるさと納税制度は一過性のものであると指摘できます。

国の2017年度予算編成の基本方針によると、アベノミクスと消費税頼みの路線の行き詰まりと破綻が一層明確になり、財政運用上も表面化したことであります。そのしわ寄せを国民に押しつけるとともに、文革推進の道を暴走する安倍内閣の強権姿勢を象徴するものであります。所得税や消費税は前年度より減り、収支不均衡が続いております。アベノミクスそれ自体が行き詰まり、破綻してきたことは既に明らかであります。トリクルダウン政策の破綻、消費税増税の破綻、異次元金融緩和路線の破綻など、自体の深刻さは増すばかりで、とりわけ消費税率8%への増税は、増税実施から2年が経過しても深刻な消費の落ち込みであります。社会保障費の伸びの一律カットを進めている安倍内閣路線は、削減路線をさらに強化しようとしており、それをはっきり示しているのが社会保障費削減計画であります。こうした安倍政権の容赦ない社会保障費削減のもとで、国民生活は既に苦境に立たされております。

このような状況のもと、幸田町は地方自治体の本旨に基づき、町民の福祉増進最優先

の予算を編成すべきであります。しかし、歳入のうち法人町民税は対前年度比6億4,660万円の減少を見込み、71.4%減で明るい兆しが見えません。法人町民税の一部国税化の影響も大きく、2年半後には法人町民税の所得割額が6%へと引き下げられてしまいます。自主財源の確保と大企業に応分の負担を求めるために制限税率までの引き上げをすべきであります。

また、個人住民税、固定資産税は増額を見込んでいますが、これは平成26年度の税制改悪による負担増等の影響によるもので、消費税8%の負担に加え痛みを押しつけるものとなっております。町民生活が困窮しているにもかかわらず、将来の財政運営に備えるためと財政調整基金は年度末残高30億3,575万円、新年度予算に繰り込まれても17億8,429万円であります。

また、教育施設整備基金は、児童生徒増に対応する校舎増築、町民会館ホール等の改修であり、学校教室へのエアコンなどの空調設備は計画もされておられません。

マイナンバー制度は、国が国民に12桁の番号をつけ、個人情報を一括管理し、社会保障抑制の手段にほかなりません。マイナンバーは重大な個人情報の大量漏えいが危ぶまれるものであります。国民の不安にも応えず、次々と税金を投入し、なし崩し的にカードの利用分野を広げることは国民の願いとは逆行するもので、廃止すべきであると指摘するものであります。

子育て支援を言いながら、4月からは児童クラブの使用料を引き上げます。1カ月4,500円以内であったものを6,000円以内に33%もの引き上げ。夏休み期間の8月は長時間利用だからと8,000円に、78%もの引き上げで、子育て世帯への負担増であります。児童クラブの増設を進め拡充をされたものの、利用者増で通年と長期利用で103人にのぼる待機者は過去最多となっております。とりわけ児童数が増加している幸田小学校の待機は深刻です。早急に第4児童クラブを増設し、子育て世帯の願いに応えるべきであります。

健康増進法保健事業で、治療おくれや異常が見えにくいなどの健康検診内容を見直し、早期発見・早期治療につなげるように改善すべきであります。

2月24日に、2020年に開院予定の藤田保健衛生大学岡崎医療センターへの補助が、幸田町と岡崎市で上限50億円と報道されましたが、報道が一方向的にひとり歩きしては困ります。きちんと報告はすべきではありませんか。

年間100件以上の申し込みがある住宅用太陽光発電システム補助が突然廃止されます。地球温暖化対策は待ったなしであり、再生可能エネルギーの取り組み促進のためにも、住民要望の一つであり継続すべきと求めるものであります。

財政が厳しいと坂崎小学校、北部中学校の校舎増築に当たって、建設費などコストの安い軽量鉄骨のプレハブ校舎ではなく、幸田小学校増築校舎と同様の鉄筋コンクリート造とし、町内の児童生徒に格差を持ち込まず環境整備を進めるべきではありませんか。

就学援助制度では、国が要保護の単価を引き上げました。学校教育法第19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記しており、要保護、準要保護の支給基準の引き上げをすべきであります。愛知県の調査で子どもの貧困に係る調査が行われ、貧困率は

5.9%と公表しましたが、暮らし向きに関する質問では、過去1年間に食料が買えなかった経験があるなど生活費への負担が挙げられています。とりわけひとり親家庭など、子どもの支援や無料学習支援など求めるものであります。

非婚のひとり親世帯のみなし控除の実施、豊坂児童館の建設、1年延ばした幸田保育園の改修、児童クラブの増設、福祉避難所設置、相談事業拡充、成年後見支援事業、空き家対策、トイレの洋式化改修など、また就学援助の入学準備金3月支給など、一定の住民要望、支援、新規事業にも計上されていることは評価をするものであります。先に述べましたように国に追随、大企業優遇、企業に有利なまちづくり推進などの基本姿勢に基づく予算編成であること、また消費税5%から8%への消費税増税は住民の暮らしを圧迫するものであります。こうした国の悪政の防波堤となり安心して暮らせるまちづくり、町民の福祉増進を進められることを要求し、反対の立場を表明して討論いたします。

次に、第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算。国民健康保険には4,099世帯、8,250人が加入し、予算が組まれております。国保はほかの協会健保等の公的医療保険に比べて、高齢者や退職者、農業、自営業、低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱えております。その結果として、限度額は89万円にもものぼり高過ぎて払えない国保税となり、加入者が必要な医療を受ける大きな障害になり、さらに国保会計の財政悪化にもつながっております。本予算では保険税の引き上げは行われませんが、2018年度から国保の運営主体が都道府県と市町村の共同運営になります。この都道府県化は、現在市町村が行っている一般会計からの国保会計への繰り入れが困難となり、国保税の大幅引き上げになると懸念されるものであります。私ども日本共産党は、国会で格差を考慮せずに保険料統一となれば大きな負担増になると追及してきました。これに対して塩崎厚生労働大臣は、都道府県内の保険料水準を統一することも可能な仕組みとしているが、都道府県内の現行保険料水準の差などを踏まえて、市町村ごとに異なる保険料水準とすることも可能な仕組みと答弁し、今後各都道府県において市町村と協議を行った上で決定されていくものと述べております。財政運営の移行によって、都道府県は市町村が納める納付金を決定し、納付金から割り出す標準保険料率を提示し、市町村はこれをもとに保険料を決めますが、まだ保険料の試算の公表もされておられません。高過ぎる国保税で滞納世帯も増加してきており、平成28年度は753世帯で加入世帯の18.37%になり、短期保険証の発行は259世帯で6.3%となっております。こうしたことも踏まえ、標準保険料率の設定に当たっては、高過ぎる国保税を引き下げるよう求めるものであります。そのためには国庫負担分をふやすよう国に対して求めるべきと主張するものであります。

第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算であります。75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療では、4月から低所得者世帯への保険料の軽減措置を縮小し、高齢者への負担増を押しつけるものであります。また、所得に応じて払う所得割の保険料は、年金収入、年153万円から211万円の人の現行5割軽減を2割軽減にします。扶養家族だった人の定額部分の現行9割軽減は7割軽減にし、保険料が3倍にはね上げるものとなっております。医療機関を利用した際に支払う医療費負担

の上限額を引き上げるなど、高額療養費の制度改悪が8月から実施もされます。次々に高齢者を狙い撃ちにする負担増は、受診抑制につながります。国は、保険料が現役世代に比べ抑えられているから公平化が必要と言いますが、高齢者は病気になりやすく、公平化といって負担増をかけることに反対するものであります。

第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算。第6期の最終年度となります。新総合事業を4月までに移行しなければならず、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、報酬や人員基準を切り下げた基準緩和サービスやボランティアなどのサービス提供を行う市町村事業へ移行しなければなりません。事業所では報酬単価が8割から9割に抑えられるためにまだ完全に決まっておらず、訪問介護は2カ所、通所介護は1カ所、基準緩和型サービス1カ所であり、体制が整っていないことも明らかとなりました。また、既に移行した自治体では研修を受けた市民による安価なサービスに変わり、単なる家事代行になって利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が起きております。総合事業を実施するために当たって、チェックリストでふるい分けをせず要介護認定を受けられるようにし、現行水準のサービスを提供し、質の低下を招かないようにすべきと指摘するものであります。さらに、国は介護報酬の削減やサービス利用の抑制と負担増などの社会保障と税の一体化改革を進めており、さらなる介護保険の改悪です。要介護1・2の生活援助や通所介護を保険給付から外して総合事業へ移行などの検討や、一定の所得以上の人の利用料を3割負担にするなど、負担を求めようとしていることです。とめどない負担増と、いざ介護が必要になったとき介護サービスが受けられないということになりかねません。保険あって介護ではなく、安心して介護が受けられる介護保険制度にすべきと充実を求め、反対の立場を明らかにするものであります。

第23号議案 平成29年度農業集落排水事業特別会計予算、第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算についてであります。いずれも下水処理にかかわるものであり、合わせて討論をいたします。

今予算には下水道1万戸、農業集落排水3,000戸の合わせて接続世帯1万3,000戸に対して、使用料の引き上げによる増収が図られました。一般家庭では、平均10%から17%の引き上げ率で負担を求めています。さらに、独立採算を求める企業会計への移行準備は負担増となる懸念があります。また、消費税は低所得者層ほど負担が重くなる税制であります。景気の低迷でことし4月に予定した消費税率の10%への引き上げを2年半延期せざるを得ませんでした。また第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算と合わせて消費税に対しての反対であり、この3つの議案に対しては、消費税に対しての反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、伊與田君。

〔2番 伊與田伸吾君 登壇〕

○2番（伊與田伸吾君） 議長のお許しを得まして、第17号議案 平成29年度一般会計予算でございますが、これにつきましての賛成の立場から討論に参加させていただきた

いと思います。

本町の現状につきましては社会基盤整備が積極的に進められ、居住区域の拡大などもありまして、人口増加の傾向にあらうかと思えます。こうした中にありまして、会館から20年を経過する町民会館の音響、照明設備の老朽化対策、北部地域の児童生徒の増加に伴う教室の増築など学習環境の整備、放課後の子どもたちの居場所対策として各小学校区1カ所の児童館建設、緊急時など早期対応を必要とする医療施設整備に係る対応など、多くの事業がめじろ押しになっております。施政方針では未来の笑顔につながる環境づくりをキーワードに、ともに育み世代間が生き生きできる町を目指して、可能な限りその負託に応えるべくその対策として、文化の拠点施設でもあります町民会館の音響、照明設備の整備に5億3,400万円を初めとし、子育て、教育環境の整備として坂崎小学校の校舎増築に5,000万円を、また（仮称）六栗児童館の建設には1億9,300万円を、そして福祉医療につきましては支援体制整備拡充に配慮がなされるなど、その実効性も担保される予算編成であらうかと思えます。

歳入面では、51.1%を占める町税78億6,900万円は個人町民税、固定資産税などが微増で見込まれるものの、法人町民税は自動車関連企業等の減収・減益と申告調整もあって減少となり、しばらくは法人町民税の大幅の増収につきましては期待薄であります。

本年度予算では、歳出に要する事業費の不足分をふるさと納税の制度活用、財政調整基金などの取り崩し、町債の発行などによる対応であります。ふるさと納税制度の活用では、先ほど丸山議員も引用されましたが、総務省が3月23日、法律による規制ではないとしながらも競争の歯どめをかけるとして、寄附額の3割を上限の目安とする方針を固めたとの新聞報道がされておりました。本町にあっては、欠くことのできない財源でもあります。制度の適切な運用と寄附者に応える適切な対応を期待するところでありませう。

財政調整基金などは、適切な積み立てにより不測の事態や計画的な支出に備え運用していくことにあるかと考えます。財政調整基金12億5,725万円の取り崩し、並びに国県補助事業に視点を置いた町債4億円は、この先の行財政運営をも考慮したものであると伺われます。

歳出では、緊急医療対策として、平成32年度開業の大学病院への財政支援に必要とする額の積み立てであり、緊急医療の充実には欠くことのできないものと考えます。

放課後児童の受け入れ環境の充実及び預かり時間を30分延長し6時30分とする受け入れ体制の充実につきましては、共働きの子育て世代については大変喜ばれるものではなからうかと思えます。

障害者福祉で新たに取り組む基幹相談支援センターは、社会福祉法人を指定管理者とする委託であります。現行水準以上のサービス提供がなされることを期待いたします。

学校教育、特に北部地区の児童生徒の増加対応では、幸田小学校の校舎増築に引き続きまして、坂崎小学校の校舎増築工事が予定されておられます。また、北部中学校の生徒が37年には1.7倍の776人が想定されます。その学習環境の整備として実施設計費も計上されておられ、時期を失することのない対応と思われます。

社会経済情勢が変動する中であって、必要とする事業に充当する財源確保に苦慮する一面が伺われる予算編成でもありますが、本年度の事業をも考慮した予算であると推察されます。組まれた予算は財政の健全性の確保と持続可能なまちづくりの策として妥当な方策と考えます。

第6次幸田町総合計画及び実施計画に基づき、みんなでつくる元気な幸田の実現に一層の努力をお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次討論をしておりますが、予算特別委員会でお断りをいたしましたように少々時間を要しますので、よろしく願いをいたします。

議案番号4、幸田町税条例等の一部改正についてであります。提案理由で述べられていますように、社会保障の安定財源確保等を図るために、消費税率8%を2010年9月から10%へ増税するための地方税法及び地方交付税法等の一部改正による条例改正であります。法人住民税の税率を9.7%から6%に引き下げるもので、これは税源の偏在を是正するという理由であります。税源の偏在があり、自治体間の税源格差を是正する、こういう理由はそもそも無理があり、そのような理由は成り立たないものであります。法人住民税の税率を引き下げて、国税化してその財源を召し上げて地方間の格差を是正するために、召し上げた財源の一部を地方に回すというものであります。地方交付税制度は、地域の条件などからくる自治体間の格差を是正し、全ての自治体が標準的な行政サービスを行うことを可能にする制度でございます。それを自治体の取り組みの成果を横取りをして、地方交付税交付金を決めるというもので、制度の根幹を突き崩す、ゆがめるものでしかありません。

さらに地方交付税制度をゆがめるもう一つがトップランナー方式にあります。このトップランナー方式とは、本来交付税を算定する際に標準的な経費水準をもとにして算定すべきであります。トップランナー方式は少ない経費で同程度の事業を行っている自治体をトップランナーだとみなして、そのトップランナー自治体の経費水準で交付税を算定するものです。その狙いとするところは、地方交付税総額を削減することに目的を置いたものであります。それは、次の議案第5号で、これまで自治体が行っていた事業を民間委託や指定管理者制度を導入することによって経費削減を狙うことに示されますように、交付税総額を削減をすることに目的があるものであります。トップランナー方式で得をする自治体は一つもございません。交付税総額を削減するための手法でしかないものであります。

さらに軽自動車税について、自動車購入時に支払う自動車取得税、これは地方税でございますが、国税の車検時に支払う自動車重量税で燃費性能がこれまでよりもすぐれた自動車の税負担を軽減をするエコカー減税について、対象範囲を見直した上で2年間延長するもので、この条例改正でエコカー減税対象が現在では新車の9割から7割に絞り込まれようとしているのであります。地方の税収減につながる懸念がある。対象を5割

まで引き下げたかった総務省と、経済産業省が主張する現行の水準の9割維持の間をとった7割で決着をしたものだと報道をされているところでもございます。この税条例の一部改正は、消費税率を8%から10%へ増税することを前提に法人住民税を税率を引き下げ国税化すること。さらに地方交付税制度の根幹を突き崩すトップランナー方式で、さらなる地方交付税総額を削減をするがための条例改正であると指摘をするものであります。

議案番号第5号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。そもそもなぜ指定管理者制度導入なのか。これが語られていずに、初めにして管理者制度導入ありきであります。議案質疑の本会議答弁で明らかにされておりますように、支援センターの運営費が横ばいで、増額に応じない町長のもとでサービス低下が懸念されるから、指定管理者制度に移行をし導入をするという答弁の内容であります。しかし、町長の施政方針のキーワードは未来の笑顔につなげる環境づくり、これを掲げ、ともに育み多世代が生き生きできる町を目指して、このようなことだそうであります。このキーワードは大変すばらしいと天まで持ち上げた手合いもお見えになりましたが、実態はどうなのかと。さらに施政方針は、第一に安全安心、命と暮らしを守るぞと文章は続きますが、意味は全く不明であります。命と暮らしを守るならば、どうして指定管理者制度の導入なのか、こういうことであります。年間運営費3,500万円で運営しているが、サービス低下が懸念されるから指定管理者制度に移行だという短絡的な結論ですが、なぜ運営費を増額をしないかということであります。まさに言葉あって中身なし、文章あっても意味不明の典型的な事例でございます。民間に運営管理を丸投げをする。その事業者を公募しても、町内に事業者はおりません。町外事業者の応募が想定をされる。町外事業者による運営は、障害者地域活動支援センターの利用で町外者の利用も可能になってくる懸念も出されております。現行の水準、質などが保障されるかどうかなどの不安材料、懸念がいっぱいあるのに、初めに指定管理者制度ありきでの移行であります。そもそもの動機、それは経費削減であります。その経費削減の犠牲にされるのが障害者であることは明らかであります。これまで町が直営で運営し実施をしていた障害者施設の経費削減、町外者施策の安上りを目的に指定管理者制度を導入するもので、先ほど指摘をいたしました。トップランナー方式の導入であります。町長の施政方針からも大きく逸脱するものであると指摘をするものであります。

議案番号17 平成29年度幸田町一般会計予算についてであります。できるだけ歳入歳出の順を追って討論をしてまいります。

個人町民税にあつては、滞納整理について初めに差し押さえありきではなく、納税相談で分納制度を丁寧に説明をすること。さらに、窓口滞納者を呼びつけるのではなく、自宅に足を運び、膝を突き合わせ交えて相談に乗ることで、滞納者の生活の状況などが直にわかり、画一的な対応でない相談ができるものであります。そのような対応を基本とすべきことを提起するものであります。

法人町民税にあつては、税法で適法的に認められている適正課税、超過課税、不均一課税、これを実施すべきであります。全国1,718自治体中、不均一課税を実施して

いる団体は997団体、58%と過半数の自治体が財源確保で企業の社会的責任を求めているものであります。適正課税を実施するに当たって、資本金別、従業員数別など考慮した課税を実施することは当然であります。

都市計画税は、税法上矛盾を持つ税制であります。計画的に廃止をすべきであります。全国1,718市町村中、都市計画税を課税している団体は648団体、37.2%であり、全国的には少数派であります。計画的に廃止をすべきであります。

保育料の多子減免を拡充すべきであります。兄弟入所の特例だとかの制度を形骸化する特例対応ではなくて、2人目はどこまでいっても2人目であり、3人目も同様にどこまでいっても3人目であります。子育て支援を言われるならば、名もある実もある子育て支援で、対象になる子どもが卒園するまで減免の対象にすべきであります。

個人番号、マイナンバー交付は、その危険性を機会あるごとに住民に知らせるべきであります。ことしの確定申告で申告用紙に初めてマイナンバー記載欄が設けられました。税金以外でもマイナンバー記入が求められる場面がふえてまいります。個人番号は憲法第13条が保障する個人の尊厳を侵すもので、明らかに憲法違反であり、法律だからといって従うのではなく、はっきり拒否すべきものであります。マイナンバーを活用するのは国と地方自治体、番号を利用する事業者で国民には何らの義務規定はございません。罰則や不利益もございません。番号制を導入している韓国では、コンビニで買い物をする際に番号を提示をいたします。何番がいつ、どこで、何を売買したかがレジを通して国税庁のコンピューターが連動して把握できるようになっております。全ての国民の情報が一元管理されるマイナンバーの危険性を周知すべきであります。

ごみ袋代は、ごみ袋大45リットルの容量の袋を1袋10円以下に引き下げるべきであります。町長は、値段を引き下げるとごみ排出量がふえる弊害があり嫌悪をする、このような答弁をされておりますが、町長のこの認識は、県下で住民1人当たりのごみ排出量がトップ水準を維持し続けていることを正しく理解をせず、澄んだ目で見ようともせず、濁ったまなざしで疑いのまなざしで見ていることを町長自身の答弁で明らかにしたものであります。地域住民の理解と協力があつたからこそその成果だとの認識がないことを示すものでもございます。ごみ袋代を安くする、ごみ排出量がふえるという認識はいかに町長が町民を信頼し信用していないかを物語るものでもございます。ごみ袋代を大幅に引き下げるべきであり、さらに手数料徴収は地方自治法違反でもあることをつけ加えておきます。

子どもの医療費無料化を18歳まで拡充すべきであります。国は医療費無料化の対象年齢を3歳以上から機会あるごとに引き上げ、財政的なペナルティー対象年齢も引き上げております。その面からも、年齢を引き上げるべきであります。中学生以上になりますと体力的にもつき、疾病の罹患率は下がってまいります。年齢を引き上げたから財政負担が増加するという心配は少なくなっておりますから、子育て支援をかけ声だけにとどめずに、18歳まで拡充すべきであります。

菱池遊水地計画を早期に着手できるように、国・県への働きかけを強めるべきであります。

ふるさと納税寄附は返礼品競争ではなく、手数料を含めてその費用を1割程度に節度

あるものに改めるべきであります。総務省は、3割以内として高額な返礼品は対象にしないなどとする通知を4月には出す、その準備をしているとの報道もございます。もともとふるさと納税は税収の少ない自治体を応援をするという趣旨の制度であります。同時に、その使途も明確にすべきであります。財政調整基金に積み立てておりますが、寄附の趣旨を生かすべきであります。それであれば、目的別の基金に積み立てるのが筋道ではないでしょうか。

学校給食費の保護者負担の軽減に取り組むべきであります。保護者負担の軽減を実施をすると食べ残しがべらぼうにふえるとする町長と、それは保護者、町民からひんしゅくを集めた答弁であります。岡崎市は、昨年1カ月間だけの施行ではありますけれども、無料の学校給食を実施をいたしました。その結果はどうであったのか。町長のぶっかけとはったり、でっち上げ答弁の食べ残しがべらぼうに出たのか。結果は、そんな事実は全くございません。通常どおりの食べ残し量だったとの結果も明らかにされているとおりであります。町長の施政方針にも反するものであります。まさに文章あっても意味不明、言葉あって中身なしであります。

地域振興施設、道の駅合同会社からのピンはねはすべきではありません。指定管理者制度の悪用であります。内部留保に回せるように改めるべきであります。

指定管理者制度を導入をしている施設では、軒並み経費削減が迫られている実態がございます。指定管理者制度は、施設管理を任された事業者が創意や工夫を重ねて利用者の利便性を高める制度であって、行政ではなかなか手が出せないことも行政の範疇の枠から抜け出て発展的に取り組めることを想定した制度であり、指定管理者に行政があれこれ口を出して支配介入するがごときは改めるべきであります。

高校生をカンボジアに派遣をする。なぜ高校生なのか。中学生の海外派遣はごく少数の選ばれた生徒のみの参加で、これへの保護者の批判が高まる中で、教育委員会の英断として中止をされたものであります。本来の趣旨が生かされるものであるならば、小中学生の義務教育の一環として実施をされている修学旅行費の保護者負担の軽減にこそ、その財源を役立てて使うべきであります。そうした知恵と政策を生かすことなく町長がその予算を召し上げて、横取りして、高校生のカンボジア訪問派遣とは一体何なのか。さらに、物のついでに関連事業だとしてK I Aやライオンズクラブのカンボジア訪問は悪ノリだと指摘できるものであります。これらの一般の人のカンボジア訪問は、町民のひんしゅくをかっているものであり中止すべきであります。

幸田町における企業立地とは、町長と立地監の自己満足の共演でしかございません。幸田町に企業立地のための工業用地があるのか。強いて言えば、須美東山の農地造成地を民間開発だとして関係地元と関係地権者、進出予定企業に火中のクリを拾わせ、そして町は一切関係ない、あれは民間開発で、町は一切知らぬ存ぜぬといたしております。しかし、もともと農業振興地域における農地造成事業であります。事業の趣旨を全く理解をせず、目的外利用に対する県からの不信を募らせて、幸田町のやることはまさに場当たりだと、こういう不評をかっていることでもございます。さらに須美前山地区の農地造成事業は、町が直接工業用地だとして県企業庁に働きかけているようではありますが、県企業庁の対応は極めて冷たいものそのものであります。立地監が町長とうそ八百で競

うがごとく、県企業庁の要請があったから地質調査だとかボーリング調査をする実施予算、それはすぐにうそがばれたのではないですか。県企業庁の要請ではなくて、要請があった場合に備えた、このように立地監が答弁内容をくると変えたことから明らかなように、企業立地だ企業誘致だとの話はまさにはったりとでっち上げ、うそ八百の類であります。さらに、毎月県企業庁と話をしているなどとする立地監の答弁。毎月来られるようですが、相手に来るなどとは言えませんと、世間話をされているようですが、こういうような話も聞こえてまいります。そして、あれもこれもと先回りしてやられることは、企業庁としてはメンツがありうとうしいものだよ、こういう類の程度、これは町は認識をしてもらいたいものであります。

3月19日の日曜日、町内行政区の多くが初集会とか総集会が開かれました。招かざる町長が押しかけて、長講一席をぶつ。その長講一席の中身、それは町民に不信感を抱かせる。町長は何を一体考えての話なのかと、こういう懸念を広げた事例がございます。町長の施政方針、多世代が生き生きできる町を目指してということで、町長は多世代が集い憩える場として地域集会施設を活用をされる話をされたようであります。その話に異論はございません。だが、しかし、集会施設を常時開放して、こういう話には関係地元としては初めて聞く話で、常時開放となれば関係地元として初めて聞く話でありますので、それであるならば複数の管理人が必要になる。その人件費は当然町長がぶち上げた話ですから、町が全額負担するもので、地元の負担だとか補助金などは筋が違い、到底受け入れられる話ではない。

さらに、エレベーターも設置をする。この話、町長は一体何を思ってぶっつけた話をされたのか。それぞれの施設内にはエレベーターを設置するだけのスペースはありません。外壁をぶち抜いて、外づけでエレベーターの設置をするのか。当然その費用は全て町でありますし、さらに維持管理費、点検整備はついて回るものだ。どういうつもりで話をされたのか。場当たり発言も大概大概にしてくれよと。こういう不信が渦巻くどころか、町長の人間性を問い、疑う声が聞かれる発言。そして、ある区長は、直近間際の3月15日の区長会にはそのような話は一切ない、任期切れ間近の区長に用はないということだよと、吐き捨てるように話をされておりました。まさに言葉あって中身なしであります。

庁舎北の職員駐車場の一角に設置をされていました健康のまち宣言塔が、2月18日の土曜日に撤去をされました。宣言塔は不要だということでしょうか。設置場所が目立たないということであるならば、庁舎前の駐車場の樹木が植えている場所、松くい虫の被害で松が伐採をされた、宣言塔を設置するに十分なスペースが生まれております。庁舎前駐車場の所管は財政課のようであります。宣言塔は健康課の所管。まさに行政の縦割り行政の弊害と縄張り根性で、宣言塔の設置は宙に浮いたままであります。庁舎前駐車場の有効活用で、宣言塔設置を含め協議されるべきであります。

労働費に位置づけられている住宅資金利子補給事業は、町長の朝令暮改の行政の遺物であります。人口増の町だと町長は胸を張りますが、そうであるならば定住人口を安定的にふやすために定住者を支援する施策、宅地を購入し住宅を建てる住民を支援をする政策は創出をされるべきであります。

幸田駅前駐輪場の姿、それはまさに幸田の政治の貧しさを象徴するものであります。雨や強風に自転車やバイクがぬれ、倒れている姿、まさにみすばらしいものであります。政治の貧しさを実感させるものであります。町外に働きに出て、町に税金をもたらす駐輪場利用者にせめてもの施策。岡崎市も安城市も駅前駐輪場は屋根があり、雨にぬれず、風に倒されない駐輪場が整備をされております。自転車やバイクがぬれることは無頓着で、自分の愛車がぬれては大変だとして、雨にぬれないようにと庁舎前の駐輪場に愛車を突っ込んで駐車させることを常態としていた町長なら、なおさら駅を利用する町民の自転車やバイクが雨にぬれ、倒れている姿は忍びないはずであります。自分の愛車さえぬれなければ我知らずでいいものなのか。雨にもぬれず、強風にも倒されぬ幸田駅前駐輪場を整備すべきであります。

町民会館の一角に女性の会の貸し衣装展示室約98平方メートルが目的外使用されていながら、なぜ無償なのか。町長と文振協が無償利用で協定を結んだから問題なしではありません。文振協を指定管理者として、町民会館を初めとしたハピネス・ヒル全体の管理運営を任せたとするならば、なぜ町長が女性の会の専有床面積の無償を文振協に覚書で判を押させるのかと。協定を結ばせるのか。指定管理者制度を町長みずからが侵害をする愚かな行為であります。町長の施策として、女性の会の専有面積を無償としたいのならば、必要な目的外使用料相当額を文振協に交付するなどとして、無償使用を改めるべきであります。

議案番号19 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。2018年度から国保の運営主体が市町村から都道府県に移し、移行をいたします。都道府県化による保険料について、都道府県は市町村ごとに標準保険料率などの指標を提示をし、市町村が独自に繰り入れで保険税を安くし軽減している自治体に対し軽減を解消させる。保険税アップの圧力を加えてくることは明らかであります。政府は、市町村みずからが医療費削減に取り組むインセンティブ、財政優遇改革を強調をし、市町村の給付削減の努力を評価して予算の配分をする保険者努力支援制度を都道府県化とあわせて実施をしておりますから、さらなる医療費抑制を進める内容にもなっております。国保はほかの公的医療保険に比べて、高齢者や低所得者が多く加入をしている構造的な問題を抱えております。その結果として、高過ぎる国保税や財政悪化につながっております。高過ぎる国保税は、国民が必要な医療を受ける大きな弊害にもなっております。高過ぎる国保税で滞納者がふえていることに対して、滞納制裁が強められている実態がございます。国保税滞納による保険証取り上げが行われ、有効期間が短い短期保険証交付件数は減るどころかふえている実態は、加入者の生活実態が貧困と格差拡大が広がっていることを反映するものであります。幸田町は、血も涙もない冷酷非情な仕打ちである資格証明書の発行はしないとする基本姿勢は貫くべきであります。国保の都道府県化になっても、市町村独自の繰り入れはできるものであります。高過ぎる国保税負担を軽減し、加入者の命と暮らしを守るべきでございます。

議案番号21 平成29年度介護保険特別会計予算についてであります。介護保険の利用料負担の引き上げが、高齢者や家族の暮らしを直撃していることが問題になっております。一昨年実施をされた一定所得以上の2割負担化、この影響で特別養護老人ホー

ムを退所したケースが相次いでおります。それにもかかわらず安倍自民公明政権は、介護保険に初めて3割負担の導入を狙っております。介護保険の利用料は、2000年の制度発足以来ずっと1割でございました。ところが、安倍自公政権は一昨年8月、一定所得以上の単身者世帯で年金収入などが280万円以上の世帯に対して、療養負担を2割へと引き上げ、さらに食費、居住費の負担増も実施をいたしました。負担がふえて生活が成り立たないなどの悲鳴が上がっております。市町村が実施主体の地域支援事業は、介護予防と日常生活支援総合事業、包括支援事業、任意事業に分かれておりますが、総合事業では要支援者の訪問介護と通所介護を介護保険の保険給付から外して、報酬や人員基準を切り下げた基準緩和サービスや、ボランティアなどがサービスを行う総合事業に移行しなければなりません。既に移行した自治体では、研修を受けた住民による安上がりなサービスにかわり、単なる家事代行になっている。その実態は、利用者の生活意欲の喚起や認知症など早期発見ができない。さらにはサービスを切り下げるなど住民が自治体と交渉をし、質の低下を食いとめている自治体もございます。総合事業を改善する取り組みが広がってきております。そもそも要支援者の訪問介護と通所介護を介護保険から外したことに根本的な問題があります。まさに保険料を徴収はするけれども介護はしないという、保険あって介護なしの実態が介護保険制度でございます。

議案番号23 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、議案番号24 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算について、一括で討論をしております。

いずれの議案も、加入者に受益者負担金分担金を徴収する改定であります。この負担金分担金は、国税通則法による強制徴収ができるとされる性格を持つ住民負担であります。それでは、受益者負担金分担金の法的性格は何かということでもあります。それは、特別な受益がある場合に限り、その受益の限度において負担金分担金を徴収することができるという規定であって、それは任意規定であります。さらにその受益とは、事業によってもたらされる一般的な受益ではなくて、特別な受益があるとされる事業についてのみ負担金分担金が徴収ができるというものであります。その法的根拠は受益の限度も住民に知らしめることができず、強制徴収ができる負担金分担金の徴収は認められないものであります。集落排水も下水道事業も、憲法で保障をされる健康で文化的、衛生的な生活を営みうる基盤整備であります。まさに国民の権利の実現であります。この国民の権利実現で、住民に法的根拠も曖昧なままに負担金分担金を徴収することは違法性が極めて高いものであります。その費用は租税によって賄われるべきものでございます。さらに受益者負担金分担金を事業費の充当を目的に徴収はしてはならない、これが法的な性格の位置づけであります。しかし、集落排水は1戸当たり50万円を限度とし、下水道は1平方メートル当たりの土地に400円、市街化調整区域にあつては450円という負担金を課すことは、明らかに事業費に充当をするがための負担金分担金であります。特別な受益とは何ぞやの解明もせず、法的な性格も曖昧なままで強制徴収ができる負担金分担金の徴収を認めるわけにはまいりません。

議案番号25 平成29年度幸田町水道事業会計予算、23号議案、24号議案、この25号議案3つの議案に共通すること、それは自民党の公約違反の消費税の転化であります。既に8%が転化をされた。安倍自民公明政権は、2010年9月には消費税率

を8%から10%へと増税をし、一層住民、国民の暮らしを直撃をし脅かす政治を強行する構えであります。公約違反の消費税は廃止されて当然であり、国民、住民の負担増を迫る消費税増税政治を強行する安倍自公政権は、消費税増税をやめ、社会保障の充実のための財源だと言うならば、負担増を求めるならば、大企業や大資産家などに応分の負担を求め、そうすれば財源は確保できる。そして、消費税転化はやめることもできることを主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより、上程議案17件についての採決をいたします。
採決の方法は、起立によって行います。
採決の順番は、議案番号順といたします。
まず、第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第4号議案 幸田町税条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 字の区域の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 平成29年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査、調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付してあります（案）のとおり、各委員長から所管する事項について閉会中の審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、お諮りをいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

これにて平成29年3月2日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 0時01分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成29年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る3月2日から本日までの26日間の長きにわたりまして、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました先ほど私どもが取り下げさせていただきました10号議案 町道認定及び廃止についての取り下げ以外につきましては、可決、承認を賜りましたこと心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、町民福祉の推進と今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。また、6名の議員の皆様方からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきました。さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

特に平成29年度当初予算につきましては、企業収益の減少の影響などにより町税が減少し、引き続き厳しい財政状況になることが予想されますが、町民の皆様方の笑顔につながるよう全力で取り組んでまいります。

ここで、2点御報告をさせていただきます。

1点目は人事異動の件でございます。本年度末に21名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくださいましたこと、改めて謝意を表したいと存じます。とりわけその中には部次長級9名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた企画部長の桐戸博康君、住民こども部長の山本茂樹君、健康福祉部長の大澤正君、環境経済部長の伊澤正美君、消防本部消防長の壁谷弘志君、教育部長の小野浩史君、健康福祉部次長兼福祉課長の山下明美さん、建設部次長兼区画整理課長の伊澤勝一君、消防本部消防次長兼消防署長の長坂好雄君の9名であります。幸田町民の福祉の増進と幸田町の発展のためにそれぞれの持ち場で行政実務の要として力を発揮していただいたこと、私といたしましても心からその功績に謝意を表したいと存じます。

桐戸企画部長につきましては、昭和55年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務されて、平成22年には住民課長、平成25年には住民こども部長、平成27年から議会事務局長、平成28年には企画部長として町政の中心的な運営に尽力してくださいました。

山本こども住民部長につきましては、昭和50年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務されて、平成23年には健康課長、平成24年には福祉課長、平成27年には住民こども部長として子育て行政の推進に尽力してくださいました。

大澤健康福祉部長につきましては、昭和54年に本町の職員として採用され、38年にわたり勤務をされて、平成25年には産業振興課長、平成27年には健康福祉部長として福祉行政の推進に尽力してくださいました。

伊澤環境経済部長につきましては、昭和54年に本町の職員として採用され、38年

にわたり勤務され、平成24年には水道課長、平成27年には環境経済部次長兼水道課長、平成28年には環境経済部長として上下水道の分野において尽力してくれました。

壁谷消防本部消防長につきましては、昭和50年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務されて、平成24年には予防防災課長、平成25年には消防本部消防署長、平成26年には消防本部消防次長兼消防署長、平成27年には消防本部消防長として本町の消防行政の推進に尽力してくれました。

小野教育部長につきましては、昭和55年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務されて、平成21年には学校教育課長、平成23年には企画政策課長、平成24年には産業振興課長、平成25年には総務部長、平成27年には教育部長として教育部門の行政推進に尽力してくれました。

山下健康福祉部次長兼福祉課長につきましては、昭和54年に本町の職員として採用され、38年にわたり勤務されて、平成25年には保険医療課長、平成27年には健康福祉部次長兼福祉課長として福祉行政の推進に尽力してくれました。

伊澤建設部次長兼区画整理課長につきましては、昭和50年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務をされて、平成25年には区画整理課長、平成27年には建設部次長兼区画整理課長として建設分野の進展において尽力してくれました。

長坂消防本部消防次長兼消防署長につきましては、昭和51年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務をされて、平成27年には庶務課長、平成28年には消防本部消防次長兼消防署長、消防行政の推進に尽力してくれました。

ただいま申し上げた以外にも、12名の町政に尽力してくれた職員も本当に感謝するところであります。惜別の念は残るわけでありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意をされ、これからも役場の現役職員に対する指導、助言と合わせまして、一町民として引き続き町政を見守っていただきたいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日付人事異動でございますが、お手元に届いていると思っておりますけれども、今回の人事異動は部課等の組織機構の見直しはしなく、部長級7名、次長級3名、課長級12名、主幹級3名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり退職21名に対し新規採用職員21名とし、これによりまして職員の総数は345名となります。人事異動に当たっての基本的な考えは、効率的な行政運営の円滑な推進に配慮するとともに、若い世代を中心に人口の増加が見込まれている状況に対応するため、子育て支援、教育の充実を重点施策と位置づけ、また高齢者福祉及び防災安全対策の強化などの施策に配慮しつつ、将来にわたり持続可能は夢のあるまちづくりの推進に資するよう人事異動を行いました。

さらに、名古屋大学の減災連携研究センターと未来社会創造機構、経済産業省への職員派遣を継続して行い、新たに全国市町村国際文化研修所へ職員派遣を行います。それぞれの機関との連携の強化を図るとともに、職員一人一人の専門性向上を図ってまいります。また、長崎県島原市から企業立地課へ実務研修生を受け入れ、人事交流も図ってまいります。私を含めまして職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民とともに行政運営を心がけ、住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと考えておりま

すので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目でございます。新年度を迎えるに当たり、まことに喜ばしい報告をさせていただきます。南部中学校1年生の高橋佑さん、女性でございますけれども、3月30日に開催される全国JOC、日本オリンピック委員会のジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会100メートル自由形に出場することになりました。高橋さんは県の強化選手に選ばれ、1月に浜松で行われた大会では優勝されており、今大会で活躍を期待するとともに、今後についても皆さんとともに応援をしてみたいということでございます。オリンピックに出られたらいいなど、そういう気持ちが私にはございます。皆さんと一緒に応援していきたいというふうに思っております。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、この3月末に退職されます山本住民こども部長、大澤健康福祉部長、伊澤環境経済部長、壁谷消防長、桐戸企画部長、小野教育部長、伊澤建設部次長、山下健康福祉部次長、長坂消防次長の9名から発言の申し出がありましたので、ここで発言を許します。

〔住民こども部長 山本茂樹君 登壇〕

○住民こども部長（山本茂樹君） 議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりしまして退職の挨拶をさせていただきます。

私は先ほど町長から紹介があったとおり、昭和50年4月に幸田町役場に奉職し、42年間という人生の半分近くを幸田町役場で勤めさせていただきました。議員の皆様方には、課長、部長職時代を中心に本当に長い間御指導、御助言等をいただきましたことを、この場から厚く御礼申し上げます。

この42年間、私は現庁舎でいいますと1階と2階の部署が中心で、2階では土木課、現在の産業振興課、現在の環境課の前身であります保健課など、平成9年からは1階の現在のこども課の前身であります児童課に7年、保健センターに7年、福祉課、これは課長で3年、最後は住民こども部長2年と、本当に後半は町民の健康福祉そして子育てに関する仕事に従事してまいりました。特に児童課時代では平成14年、15年度公立保育園では最後となります国・県の補助金を活用して菱池保育園の建設整備などに携わってまいりました。菱池保育園の整備計画策定時は帰りが毎日午前様になることがしばしばありまして、職員からそんなことなら役場に泊まっていったらというような冗談もよく言われました。そのことも忘れることはありません。幸い酒を飲み過ぎると足がちよっと痛くなる病気がありますが、体だけは健康にできていたのか大病もなくこの42年間勤め上げることができました。このことだけは自慢できることかなというふうに思っております。

最後の2年間は住民こども部長として、町長の公約であります児童館整備を中心に進めてまいりました。途中ちよっとつまづいてしまいましたが、最後は何とかレールを敷

くことができたということで少し肩の荷がおりたところであります。今後は、高齢者福祉で町とも深い関係があります幸田町シルバー人材センターで働く機会をいただきました。剪断ではありませんけど、簡単な草刈り、樹木の剪定など作業はぜひシルバーを御活用いただきたいと思います。あわせて、在職中同様に、議員の皆様方には引き続き御指導、御高配を賜りますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、議員皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔住民こども部長 山本茂樹君 降壇〕

〔健康福祉部長 大澤 正君 登壇〕

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康福祉部長の大澤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

まずもって、定年退職という私ごとについて、このような挨拶の機会をいただいたことにつきまして感謝申し上げます。

私は、昭和54年、1979年でございますけれども採用され、38年間幸田町の職員として勤めさせていただきました。最初の配属は企画課の情報係でありまして、以降福祉医療、年金、固定資産税、商工観光、介護保険、戸籍、農業振興と幾つかの職場をめぐり今に至りました。幸田町も採用の当時は人口2万人で、2万人達成の広報取材に行ったことは今も覚えております。その人口も昨年4万人を超え、30数年を経て倍の人口になったことで幸田町の発展を感じているところでございます。経済の変革のみではなく、制度もこの38年の間に大きく変わってきております。基礎年金制度が導入された昭和60年の2年後には年金事務を担当、平成12年の介護保険制度発足の2年前より制度の立ち上げにかかわり、また平成15年の住基カードの発行の開始など、制度の大きな変革に携わってまいりました。その住基カードは今はマイナンバーカードに変わり、介護保険制度も総合支援事業が新たに始まるなど時の流れを感じるところであります。産業振興関係では、現在の商工会館移設計画などの参画や、平成17年度からは新しい米政策の普及事務を、また農協Aコープの閉鎖といった事案も記憶に残っているところであります。何といたしても運営団体の立ち上げから始めた道の駅 筆柿の里・幸田の整備が大きな事業として心に残っているところであります。平成21年のオープンの翌年、介護保険に戻ることにになりましたけれども、今でも運営が気にかかるところであります。

私は、この38年間、住民の方々が幸せに安心して暮らせる幸田町であってほしいという気持ちを持ち、事務に従事してまいったと思っております。どれだけ役に立ったか心残りもあるところであります。また、本当であれば、ここでともに退職の挨拶をしたであろう同年の磯谷昭彦君、鈴木政彦君がここにいないこともとても残念であります。いずれにいたしましても定年まで無事に勤められてこられたのも、議会の関係者の皆様また先輩や同僚そして後輩の皆様のおかげだと深く感謝しているところであります。4月からは社会福祉協議会で少しの間お世話になることとなりますが、幸田町職員として得た経験を生かし、住民の皆様のために今後も努めてまいりたいと思っております。

ございます。

最後になりましたが、議員の皆様、町長を初め管理職職員の皆様のますますの御活躍並びに発展を心よりお祈り申し上げ、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

〔健康福祉部長 大澤 正君 降壇〕

〔環境経済部長 伊澤正美君 登壇〕

○環境経済部長（伊澤正美君） 私は環境経済部長の伊澤正美です。議長のお許しをいただきましたので、一言退職の御挨拶をさせていただきます。

私は、同期の大澤部長と同じく昭和54年4月に幸田町役場に採用されました。土木を皮切りに下水道課、水道課の3課を経験しました。土木課の9年は、長嶺工業団地の進入道路の建設やハッピーネス・ヒル南側のアクセス道路の建設などの主な事業をやりました。下水道課の10年は、全町下水道化に伴う町民の皆様方への早期下水道接続PR活動や、先ほどの伊藤さんとはちょっと意見は違いますが受益者負担金の徴収を行いました。水道課の18年は、水道技術管理者や敷設監督者の資格を取得したり、平成20年からは水道ビジョンに沿った第一次拡張事業その1として重要給水施設へ行く排水管の敷設工事や、坂崎地域配水場の建設、永野送水ポンプ場の更新工事などを行ってきました。そして、最後の環境経済部長の1年は本当にいろいろな経験をいたしまして、大変忙しいあつという間の1年でありました。合計38年の役所勤めの中では長いようであつという間でありましたが、よき上司、同僚、後輩に恵まれたおかげでこの退職の日を迎えることができました。今後は町民として、野場区民として幸田町のサポーターとして幸田町を応援していきたいと思っております。4月1日からは、同じ役場の中の幸田土地改良区でお世話になりますが、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の健康が第一でございますので、よろしく御留意いただきまして、甚だ簡単ではございますが退職の挨拶とさせていただきます。本当に長く短い間でしたが大変ありがとうございました。

〔環境経済部長 伊澤正美君 降壇〕

〔消防長 壁谷弘志君 登壇〕

○消防長（壁谷弘志君） 消防長の壁谷弘志でございます。議長のお許しが出ましたので、発言をさせていただきます。

私は、昭和50年に幸田町役場に入り、初めの39年間、総務課安全対策グループに3年間、いろいろな経験をさせていただきました。消防へ入ったときは役場職員として8人で幸田町救急隊を発足し、4名・4名で2交代をやって休みがない毎日を送りました。また、昭和51年9月1日に消防本部消防署ができ上がりまして、そこで初めて消防職員というふうになりました。幸田町に入ってきたときには地理もわからず、また毎日職員同士で自分のオートバイに乗って地図等をやり、119番が鳴ったときには片手に119番の電話また片手に幸田町の地図を見ながら、現場を一生懸命探したことを覚えております。覚えることが多くまた楽しい職場ということで、皆さんまたは家族や同僚と和気あいあいとやりながら今日までけがもなくまいりました。また管理職になり、

議員様や先輩たちに御指導いただき感謝をしております。今後は新たなる人生を歩きながら、一幸田町民として幸田町を愛してまいりたいと思っております。議員様におかれましては、これからも健康に留意していただきたいと思います。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔消防長 壁谷弘志君 降壇〕

〔企画部長 桐戸博康君 登壇〕

○企画部長（桐戸博康君） 失礼いたします。議場という神聖な場所でお時間をいただき、まことにありがとうございます。

私は、昭和55年4月1日付で幸田町役場の職員として採用され、37年間大変お世話になりました。この37年間のうち、議会事務局を含め30年間は総務系の部署に配属されてまいりました。したがって、2階フロアの事業課については全くの無知でございます。差別用語になるかもしれませんが、いわゆる私はかたわでございます。そして、生まれも育ちも岡崎市民であります。岡崎市に税金を納め、幸田町民からいただいた大切な税金で給料をいただいてまいりました。いわゆる税金泥棒でございます。ただ、一つ救いになるのは、私のDNAは深溝産であり逆川産であるということが一つの救いでございます。そんな私でございますが、幸いにもいい上司といい部下に恵まれ、また仕事に携わった周りの人たちの助けがあって、何とか37年間公務員として全うできたと思っています。感謝の二文字に尽きるところでございます。

振り返りますと、事務合理化の走りであります住民記録オンラインシステムの構築に携わり、連日深夜にわたり奮闘したこと、そしてバブルが崩壊した平成3年度から10年間財政厳しい中での財政を担当させていただいたこと、そして平成22年10月には総務系の仕事からいきなり福祉系の住民課長として拝命をいたしました。特に国民健康保険制度につきましては、議員の皆さんに負けじと対等にお話ができるようにと懸命に勉強をさせていただき、今となってはいい思い出でございます。また、平成27年度の1年間ではございますが、幸田町議会議員の皆さんと御一緒に仕事をさせていただいたことについては、私にとっていい経験でもあり私の財産でございます。議員の皆様には大変お世話になりありがとうございました。そして、今年度の1年間は企画部長として勤めさせていただきました。企画立案をする部署でございます。最後にこの言葉を使わせていただきますが、いい意味でのたくらみができなかったということは深く申しわけなく思っております。この場をおかりして深くおわび申し上げます。4月1日からは文化振興協会でお世話になります。幸田町と非常に関係の深い団体でございます。顔を見かけたときにはぜひお声かけいただきたいと思っております。

最後になりますが、議員の皆様のみすますの御活躍と御健勝を祈念申し上げまして、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。どうも長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔企画部長 桐戸博康君 降壇〕

〔教育部長 小野浩史君 登壇〕

○教育部長（小野浩史君） 失礼をいたします。退職に当たりまして、神聖なる議場におきまして挨拶の機会を与えていただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

昭和55年、1980年4月に入庁をいたしまして、37年間、私のようなものが本日を迎えられましたのも議会の皆様の御指導をいただいたおかげであると思っております。ありがとうございました。

振り返ってみますと、いろいろな部署で多くの町民の皆さんや既に退職をされた先輩方や一緒に仕事をやってきた同僚にも支え助けてもらい、何とか職務を全うさせていただいた感謝感謝の公務員人生でありました。4月からは幸田町商工会にお世話になることとなりました。また新たな気持ちで、色あせてはきましたがクリーンなイメージを持って第二の職場で頑張ってまいりたいと考えております。

最後に、これまでイベント行事において、私がおりましたことで降水確率が極めて高く多くの皆様に御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げ、37年間勤めさせていただきまことに改めて感謝御礼を申し上げ、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます、退職の御礼の言葉とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔教育部長 小野浩史君 降壇〕

〔建設部次長 伊澤勝一君 登壇〕

○建設部次長（伊澤勝一君） 私は、建設部次長兼区画整理課長の伊澤と申します。本当に今ここに立ったのが人生で初めてでございます。なかなか緊張するものだなというふうに今感じているところでございます。

私は、先ほど町長のほうからもちょっと話がありましたように、昭和50年、私は西尾の出身でございますが、50年に採用され、42年間勤めさせていただき、やはり年には勝てずこの3月31日をもって退職することになりました。

私は高校を出て役場のほうに入ったんですけども、一番入ったときの思い出が今頭の中に浮かんでおります。採用されてすぐに先輩から、おい現場へ行くぞ、現場へ行くぞと、その毎日でございます。それはなぜかといいますと、昭和49年の7月7日の台風だったと思いますが、その災害の現場へしょっちゅう連れていかれました。そういうようなこともありまして今日があるかと思っておりますが、私は42年間のうち38年間を今で言う建設部それから経済部のほうで働きました。その間、道路といいますか町道とか農道、林道、全ての道路をやってきました。それから、施設におきましては4年間教育委員会のほうに行きましたので、そこでは今盛んに野場のところで行われておりますグラウンドゴルフ場とか深溝の運動場、この運動場は最終的には土地改良のほうへ行って行いましたが、そういうふうな思い出が残っております。こういう技術的なことでいろいろつくってききましたが、やはり今思いますと、これが今形になって残っているということが非常にうれしいなというふうに思っております。最後、平成20年からは区画整理ということで9年間やってきました。その区画整理では3地区の立ち上げ等を行ってきましたが、これも間もなくあと二、三年すれば完了するかなというふうに思っております。今ここで何をしゃべってるかわかりませんが、ちょっと私原稿を書いてきませんでした。なぜかという、ここで思いを間違ってもいいのでしゃべりたいという気持ちでこういう紙にも書いてなくて、ここでしゃべらせていただいております。本当にこの42年間が長かったか短かったか、まだ私はわかりません。本当に皆様方、

ここに本日いらっしゃる議員の方、それから職員の方、本当に感謝しております。なかなか言葉になりませんが、42年間本当に皆様ありがとうございました。

最後に、私はまた再任用ということで生涯学習課のほうで勤めさせていただきます。また一生懸命頑張りますので、またお世話になるかと思いますが、よろしく願いしたいなというふうに思っております。

最後になりますが、本日ここにいらっしゃる議員様方の御健勝と御多幸を感謝し、私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

〔建設部次長 伊澤勝一君 降壇〕

〔健康福祉部次長 山下明美君 登壇〕

○健康福祉部次長（山下明美君） 健康福祉部次長兼福祉課長の山下でございます。本日は議長のお許しをいただきましたので、一言退職の挨拶をさせていただきます。

私でございますが、このたび一身上の都合により3月31日をもって退職することとなりました。先ほど町長からも御紹介をいただきましたが、昭和54年入庁以来、福祉課を最後に38年の長い間、公私にわたり皆様からの温かい御支援と御厚情により大儀なく過ごしましたことを厚く御礼申し上げます。

在職中の配属先につきましては、住民課戸籍係2年、収入役室9年、住民課国保年金係3年、総務課行政係8年、税務課収納係8年、住民福祉医療4年、保険医療課2年、福祉課2年となります。通算しますと、住民福祉業務が通算13年、総務部の在籍が通算25年となっております。いろいろ思い出となりますのは、入庁当時は旧庁舎の木造庁舎で通称ぎっちょかごとと言われておりましたが、収入役室時代が思い出に残っております。当時は給料の支払いも現金払いでございましたので、小切手を切ってそろばんで数字合わせをし、帳簿も手作業で合わせていた状態でございます。その後新庁舎に移り、財務会計システムが導入され機械化に悪戦苦闘した覚えがございます。その後は税務課収納係が8年でした。この時間はお金集めが仕事でしたので、本当に100円集めるのも大変な思いでありました。ですが、税の公平性から差し押さえも実行いたしましたし、公売も実績を残しております。この後、平成25年4月からは保険医療課長職を拝命し、平成27年4月から現在の健康福祉部次長兼福祉課長を拝命し現在に至っております。福祉課は初めての職場でもあり、事業も多く、外の施設の管理もあり、この2年間は介護保険の大幅な制度改正に伴い多くの事業に取り組んでまいりました。また、岡崎市と整備を進めてまいりましたこども発達センターにつきましては、先日の25日には議員の皆様にも御参列いただき、無事に開所式を終えることができほっとしております。

これまで上司や先輩方のもとたくさんの経験を積むことができ、同僚の皆様にも助けられながら日々成長できたことを深く感謝しております。また、教わる立場からいつの間にか指導する立場へと成長させてもらい、上司にも部下にも恵まれて現在の私がいるかと思っております。それと、同居している義母が助けてくれたことにより3人の子どもを育てながらこの日を迎えることができたのかなと思っております。退職後は健康に気をつけ趣味を充実させ、今までなかなか始めることができなかったことにも挑戦してみようと思っております。

最後になりますが、皆様の御健康と御多幸をお祈りいたしまして、退職の挨拶にかえさせていただきます。今まで本当に長い間お世話になりました。ありがとうございます。

〔健康福祉部次長 山下明美君 降壇〕

〔消防次長消防署長 長坂好雄君 登壇〕

○消防次長兼消防署長（長坂好雄君） 議長にお許しをいただきましたので、御挨拶申し上げます。

私は、昭和51年4月に幸田町役場に奉職し、9月には消防署が発足、昨年ともに40周年を迎えました。41年前消防にあこがれ就職し、諸先輩方と消防の基礎を築き上げ、きょうまで自分なりに仲間と一緒にやってきた思いがあります。また一番思い出がありますのは、阪神淡路大震災や東日本大震災では現地に派遣され悲惨な現場も目の当たりにし、災害の本当の恐ろしさを改めて痛感した思いでありました。今後は、一町民として幸田町の安全安心のため協力をしていきたいと思っております。また、議員の皆様には各種の消防行事に御臨席いただくなど大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。

最後になりますが、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、感謝と御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔消防次長消防署長 長坂好雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 退職されました各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでした。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただき、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切な運用をされますようお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

本日はまことにありがとうございました。御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年3月27日

議 長

議 員

議 員